

# さいたま市物品等賃貸借契約情報公表要綱

## (趣旨)

**第1条** この要綱は、さいたま市が発注する物品等の賃貸借契約（使用料に係る契約を除く。）に係る一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の結果（以下「契約情報」という。）の公表について必要な事項を定めるものとする。

## (公表の対象)

**第2条** この要綱において、契約情報の公表の対象となる契約は、契約金額が80万円以上の物品等の賃貸借契約とする。ただし、次の各号に掲げる契約情報は、除くものとする。

- (1) さいたま市情報公開条例（平成13年条例第17号）第7条各号に該当する契約情報
- (2) 国又は地方公共団体を契約の相手方とする契約情報
- (3) 水道事業会計に属する契約情報

## (契約結果の公表)

**第3条** 当該賃貸借契約を所管する課所等の長（以下「賃貸借主管課長」という。）は、賃貸借契約を締結したときは、次に掲げる事項を公表する。

- (1) 賃貸借主管課所名
- (2) 件名
- (3) 借入場所
- (4) 契約方法
- (5) 契約の相手方名
- (6) 契約金額
- (7) 賃貸借期間
- (8) 賃貸借種目

2 前項の規定による公表の方法については、公衆の閲覧に供する方法とし、閲覧所を設け閲覧に供する方法とインターネットを利用して閲覧に供する方法を併用するものとする。

- (1) 閲覧所を設け閲覧に供する方法の場合の閲覧場所は、財政局契約管理部調達課とし、閲覧時間は、本庁の通常の勤務時間内とする。
- (2) インターネットを利用して閲覧に供する方法の場合は、さいたま市のホームページへの掲載を利用して行うものとする。

3 前2項の規定における公表は、賃貸借契約情報一覧（様式第1号）により、当該契約が締結された月を基準として、次に掲げる区分により当該各号に定めた月において、速やかに公表するものとする。

- (1) 4月から9月までの間に締結された契約 11月
- (2) 10月から3月までの間に締結された契約 5月

## (契約結果の公表期間)

**第4条** 前条の規定による公表の期間は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

## (随意契約締結結果の公表)

**第5条** 賃貸借主管課長は、賃貸借契約を随意契約により契約締結したときは、次に掲げる事項を公

表する。ただし、さいたま市における特定随意契約の公表に関する要綱（平成18年さいたま市制定）の対象となる契約は、除くものとする。

(1) 貸貸借主管課所名

(2) 件 名

(3) 借入場所

(4) 契約締結日

(5) 契約の相手方名

(6) 契約金額

(7) 随意契約によることとした理由

2 前項の規定による随意契約結果の公表方法については、公衆の閲覧に供する方法とし、閲覧所を設け閲覧に供する方法とインターネットを利用して閲覧に供する方法を併用するものとする。

(1) 閲覧所を設け閲覧に供する方法の場合の閲覧場所は、財政局契約管理部調達課とし、閲覧時間は、本庁の通常の勤務時間内とする。

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法の場合は、さいたま市のホームページへの掲載を利用して行うものとする。

3 前2項の規定における公表は、貸貸借随意契約結果表（様式第2号）により、当該契約が締結された月を基準として、次に掲げる区分により当該各号に定めた月において、速やかに公表するものとする。

(1) 4月から9月までの間に締結された契約 11月

(2) 10月から3月までの間に締結された契約 5月

**（契約結果の公表期間）**

**第6条** 前条の規定による公表の期間は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。

**（その他）**

**第7条** この要綱に定めるもののほか、契約情報の公表について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年8月1日から施行する。



### 貸借随意契約結果表

公表事項	内容
貸借主管課所名	
件名	
借入場所	
契約締結日	
契約の相手方名	
契約金額	
随意契約によることとした理由	